

キ 使用年数

| 年 齢 | 使用年数 | 備 考 |
|---------|---------|---|
| 0 歳 | 4 月 | 使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定められたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。 |
| 1～2 歳 | 6 月 | |
| 3～5 歳 | 10 月 | |
| 6～14 歳 | 1 年 | |
| 15～17 歳 | 1 年 6 月 | 次については、左記使用年数にかかわらず 1 年とすること。 1 装具本体のうち「側彎矯正装具」の「硬性」及び「軟性」 2 完成用部品のうち「足部」 3 完成用部品を構成する「小部品（消耗品）」 |

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(4) 座位保持装置

| 種目 | 使用要素・部品及び工作法 | 価 格 | 耐用年数 年 | 備 考 |
|--------|---|---|-----------|--------------------------------------|
| 座位保持装置 | 座位保持装置として製作されるものについては、機能障害の状況により、座位に類似した姿勢を保持する機能を有する装置を含むものであること。 アの基本工作法により、工及び才よりそれぞれ必要な要素・部品を組み合わせることで製作すること。 成長、発達及び姿勢保持能力の状況に適合させること。 過度の圧迫等による不快感を生じさせないこと。 | イの身体部位区分に従いウにより算定した基本価格に、工及び才のそれぞれ使用する要素・部品の価格を合算した価格とすること。 | 3 | 耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。 |

ア 基本工作法

| 工 程 | 作 業 の 内 容 |
|----------------|---|
| (ア) 身体状況の観察と評価 | 身体変形の状況及び痙直、緊張、不随意運動等の観察並びにこれらの特徴の把握並びに姿勢の決定及び使用目的の確認 |
| (イ) 採寸 | 製作に必要な寸法及び角度の測定並びに情報カードへの記録 |
| (ウ) 採型 | 採型器による陽性モデル又はギブス包帯法による陰性モデルの採型 |

| | |
|------------------|--|
| (エ) 設計図の作成 | 製作に必要な設計図の作成 |
| (オ) 陽性モデルの製作・修正 | 陰性モデルへのギブスの注型並びに支持部の製作に必要な陽性モデルの製作、修正、表面の仕上げ |
| (カ) 加工・組立て | 陽性モデル及び設計図に基づく加工並びに組立て |
| (キ) 仮合わせ（中間適合検査） | 身体への適合並びに装置の各機能の検査及び修正 |
| (ク) 仕上げ | 各部品の取付け及び仕上げ等 |
| (ケ) 適合検査 | 最終的な身体への適合及び装置の各機能の検査 |

イ 身体部位区分

頭・頸部

体幹部

骨盤・大腿部

下腿・足部

